

(保 230) F  
平成 23 年 3 月 11 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について  
及び被災者の公費負担医療の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関を受診した際に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日の他、被用者保険の被保険者にあつては事業所名を、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、保険診療を受けることが可能な取扱いとする旨、厚生労働省保険局医療課より通知されましたのでご連絡申し上げます。

また、公費負担医療の対象者であつて、医療券等の関係書類を消失あるいは家屋に残したまま避難している等の場合には、各制度について、当面別紙（添付資料）のとおり、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①別紙の各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診することが可能であり、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとすることが、厚生労働省関係当局より通知されましたので、併せてご連絡申し上げます。

<添付資料>

1. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について  
(平 23. 3. 11 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて  
(平 23. 3. 11 事務連絡 厚生労働省健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課  
雇用均等・児童家庭局母子保健課  
社会・援護局保護課・援護企画課  
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)